告示

○財務省告示第百七十四号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十六年五月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・三年）	第十二回	五千四百三十八万円	五千四百二十七万六千二十二円
〃	第十三回	五千五百七十万円	五千五百六十一万千二百五十六円
〃	第十四回	一億六千百九十四万円	一億六千百六十六万九千六十円
〃	第十五回	六千九百万円	六千八百九十万千五十円
〃	第十六回	二億二千八十万円	二億二千五十万九百三十八円
〃	第十七回	一億二千八百五十万円	一億二千八百三十二万五千九百六十八円
〃	第十八回	五千百二十万円	五千百十二万六千五百七十八円
〃	第十九回	三億五千二百九万円	三億五千百五十八万五千五十円
〃	第二十回	二億千五百五十七万円	二億千五百二十七万八千四十円
〃	第二十一回	九千四百十一万円	九千三百九十七万五千四十四円
〃	第二十二回	二億千一万円	二億九百八十万九千二百二十円
〃	第二十三回	二億六千九十九万円	二億六千六十九万八千九百八円
〃	第二十四回	七千十六万円	七千十万四千百十六円
〃	第二十五回	一億七千三百七十一万円	一億七千三百六十一万三千百六十円
〃	第二十六回	一億六千二百四十三万円	一億六千二百三十三万九千四百五十六円
〃	第二十七回	一億千八百七十七万円	一億千八百七十万三千七百九十六円
〃	第二十八回	一億六千七百一万円	一億六千六百九十一万六千八百八十二円
〃	第二十九回	一億二千六百六十六万円	一億二千六百五十八万九千四百四円
〃	第三十回	一億千八百四万円	一億千七百九十七万四千六百三十八円
〃	第三十一回	一億九千六百一万円	一億九千五百九十万七百二十六円
〃	第三十二回	一億三千二百四十万円	一億三千二百三十二万六千百九十二円
〃	第三十三回	一億百六十二万円	一億百五十七万九千五百四十四円
〃	第三十四回	十一億四千三十二万円	十一億三千九百八十六万五千七百七十二円
〃	第三十五回	百万円	九十九万九千五百八十五円
〃	第三十六回	五百五十万円	五百四十九万五千五十円
〃	第三十七回	千万円	九百九十九万五百十一円
〃	第三十八回	二千六百万円	二千五百九十七万八千百七十四円
〃	第三十九回	五十万円	四十九万九千六百九十九円
〃	第四十回	千百万円	千九十九万五千十二円
〃	第四十一回	百万円	九十九万九千五百五十九円
〃	第四十二回	三百万円	二百九十九万九千二十二円
〃	第四十四回	千万円	九百九十九万八千四百七十一円
〃	第四十六回	六千五百八十一万円	六千五百八十万九千二百四十三円